

0～2歳児クラス用  
(2020年4月2日以降に生まれた児童)

# 認証保育所などの保育料補助制度のご案内

## 令和5年度中野区認証保育所等保護者補助金

令和5年度  
令和5年5月発行



【担当】中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課  
幼稚園・認可外保育係  
直通電話 03-3228-8979 (平日 8時30分～17時)

### 補助対象施設

施設所在地	施設類型	施設名称		
中野区	認証保育所	幼保園ベビーサロン新中野		
		マミーズエンジェル中野白鷺保育園		
		ぼけっとランド中野坂上		
		グローバルキッズ中野新橋園		
		ピノッキオ保育園		
		エンゼル保育室		
		龍の子保育室		
	認可外保育施設	マ・メール		
		バイリンガルアート保育ルーム FairyTale		
		保育所どれみ		
		ちっちゃな保育園リトルフェアリー		
		アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 中野キャンパス		
		新中野キリスト教会附属子どもセンター		
		新渡戸文化幼稚園 (子ども園)		
		東京コミュニティスクール (プレ初等部)		
		のびのびハウス中野 ※令和5年7月1日より地域枠のみ補助対象		
		中野区外	認証保育所	区外認証保育所はすべて補助対象施設となります。
			認可外保育施設	施設によって補助金の対象有無が異なります。 在籍する施設が補助対象施設であるかどうかは、幼稚園・認可外保育係 (03-3228-8979) へお問い合わせください。

※中野区内・区外ともに企業主導型保育事業については対象外となります。

## 補助対象条件

### 認証保育所に在籍する方

#### 【住民税課税世帯の方】

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- (2) 月の初日に保護者が補助対象施設（P. 1 参照）と月ぎめ利用契約をしていること
- (3) 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること（保育料未納月は補助対象外）
- (4) 保護者に保育の必要性の事由があること（P. 3 参照）

#### 【住民税非課税世帯の方】

上記（1）～（4）に加え、中野区の施設等利用給付認定（新3号認定）を有効に取得していること  
※施設等利用給付認定（新3号認定）とは幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な認定です。

まだ新3号認定を取得していない方は  
必要書類をご確認のうえ申請してくだ  
さい



### 認証保育所以外の認可外保育施設に在籍する方

#### 【住民税課税世帯の方】

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- (2) 月の初日に保護者が補助対象施設（P. 1 参照）と月ぎめ利用契約をしていること
- (3) 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること（保育料未納月は補助対象外）
- (4) 保護者に保育の必要性の事由があること（P. 3 参照）
- (5) 中野区の保育認定を受け、保育料の補助を希望する月に係る認可保育所等の利用申込みを行い利用保留となり、入所承諾の辞退又は退所をしていないこと

※入所承諾の辞退や利用の解除をした場合、辞退対象月が属する年度末までは補助金が不交付となります。  
※3月の入所を希望する申込みは行えないため、2月と4月の申込みが有効な場合に3月も申込みを行っているものとみなします。

#### 【住民税非課税世帯の方】

上記（1）～（5）に加え、中野区の施設等利用給付認定（新3号認定）を有効に取得していること  
※施設等利用給付認定（新3号認定）とは幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な認定です。

まだ新3号認定を取得していない方は  
必要書類をご確認のうえ申請してくだ  
さい



## 保育の必要性の事由及び補助対象期間

保育の必要性の事由（保護者の状況）		補助対象期間
就労	就労（月48時間以上）をしている場合	就労している月
妊娠・出産	出産の前後の場合	出産予定月及びその前後2ヶ月（多胎妊娠の場合は14週間前から）
求職活動	求職活動を行っている場合	90日（施設利用開始日から起算）
就学	学校教育法に定める学校や職業訓練校等で月48時間以上受講をしている場合	必要な期間
疾病・障がい等	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護している場合	
<b>育児休業</b> <small>☆「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。</small>	①育児休業の対象となる児童が、補助対象施設に在籍している場合	復職月に48時間以上就労し、かつ児童が在園している場合、復職月の直前1か月分
	②上のお子さんの育児休業からいったん復職し、上のお子さんが補助対象施設に入所した後、下のお子さんの出産・育児休業を取得する場合※	上のお子さんの補助は下のお子さんが満1歳になる年度の翌年度の4月末日まで
	③上のお子さんの育児休業から復職せず、続けて下のお子さんの出産・育児休業を取得した場合	上のお子さんの補助は下のお子さんの産前産後休業中のみ。下のお子さんの補助は①が該当

※下のお子さんの出産休暇に入る前に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合に限ります。  
下のお子さんの出産休暇に入った後に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合は、下のお子さんの育児休業中は補助の対象とはなりません。

# 補助金額の計算方法（住民税課税世帯の場合）

※住民税非課税世帯の方はP. 6へ

## 1. 補助限度額を計算する…A

「補助対象施設と契約した月ぎめの基本保育料（延長保育料などは除く）」と「62,000円（当補助制度月額補助限度額）」を比べ、低い方の額を限度額とする。

## 2. 認可保育所等に入所した場合の保育料を調べる…B

保育標準時間認定の保育料

(円)

世帯全員の区民税額	階層	0～2歳児クラス 保育料(月額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護受給世帯	A	0	0	
区民税非課税世帯	B	0	0	
区民税均等割のみ	C1	1,900	950	
世帯全員の区民税所得割額	24,300円未満	C2	2,400	1,200
	24,300円以上 48,600円未満	C3	3,100	1,550
	48,600円以上 51,000円未満	C4	6,700	3,350
	51,000円以上 53,000円未満	C5	8,300	4,150
	53,000円以上 55,000円未満	C6	9,400	4,700
	55,000円以上 77,101円未満	C7	15,400	7,700
	77,101円以上 79,000円未満	C8	19,100	9,550
	79,000円以上 97,000円未満	C9	21,500	10,750
	97,000円以上 115,000円未満	C10	23,600	11,800
	115,000円以上 133,000円未満	C11	25,500	12,750
	133,000円以上 161,000円未満	C12	27,500	13,750
	161,000円以上 190,000円未満	C13	29,200	14,600
	190,000円以上 211,000円未満	C14	31,000	15,500
	211,000円以上 231,000円未満	C15	32,500	16,250
	231,000円以上 252,000円未満	C16	34,200	17,100
	252,000円以上 273,000円未満	C17	35,700	17,850
	273,000円以上 292,000円未満	C18	37,200	18,600
	292,000円以上 303,000円未満	C19	38,500	19,250
	303,000円以上 315,000円未満	C20	40,000	20,000
	315,000円以上 342,000円未満	C21	43,400	21,700
	342,000円以上 370,000円未満	C22	46,100	23,050
	370,000円以上 397,000円未満	C23	48,900	24,450
	397,000円以上 425,000円未満	C24	51,300	25,650
	425,000円以上 482,000円未満	C25	53,700	26,850
	482,000円以上 615,000円未満	C26	57,500	28,750
	615,000円以上 786,000円未満	C27	61,800	30,900
	786,000円以上 908,000円未満	C28	66,100	33,050
	908,000円以上 1,031,000円未満	C29	70,400	35,200
	1,031,000円以上	C30	74,700	37,350

世帯全員の区民税所得割額から、認可保育料を調べる。

※区民税所得割額は「住民税課税証明書」又は「特別区民税・都民税税額決定通知書」で確認できます。

※令和5年4月～8月の保育料は令和4年度の住民税、令和5年9月～令和6年3月の保育料は令和5年度の住民税を用いて算定します。

※認可保育料の算定に使用する区民税所得割額とは、税額控除後所得割額に調整控除以外の控除額を合算した税額です。

※住民税が未申告の場合は、認可保育料を最高階層（C30階層）で算定します。

※令和5年10月より、左表中第2子の保育料は**無料となります。**

※補助金申請後に住民税の修正申告を行った場合は認可保育料が変わる場合がありますので、幼稚園・認可外保育係（03-3228-8979）までご連絡ください。

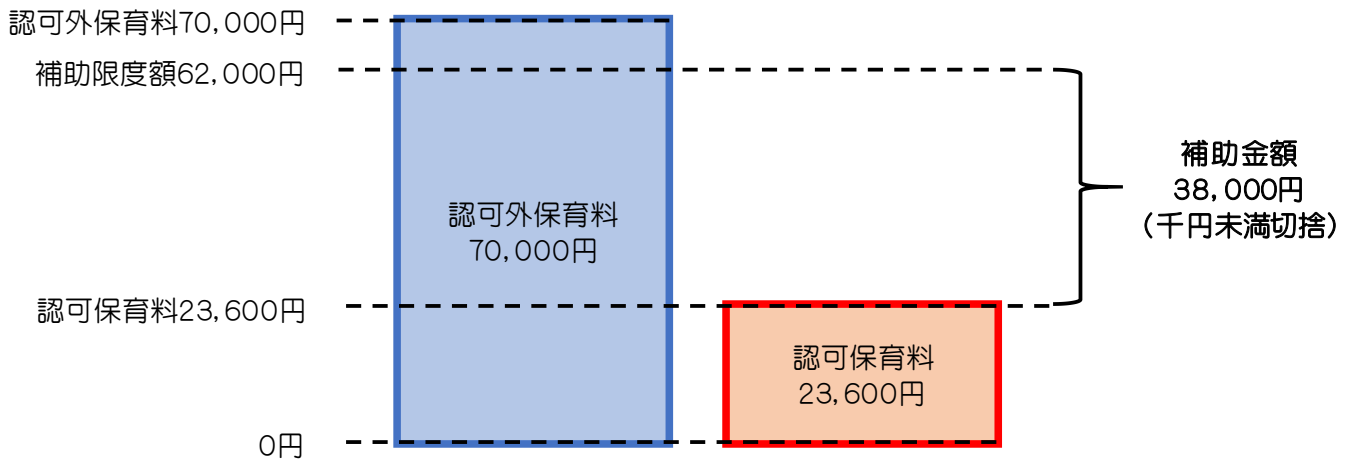
## 3. AとBの差額を計算し1,000円未満を切り捨てる

A - B = 補助金月額（1,000円未満切り捨て）

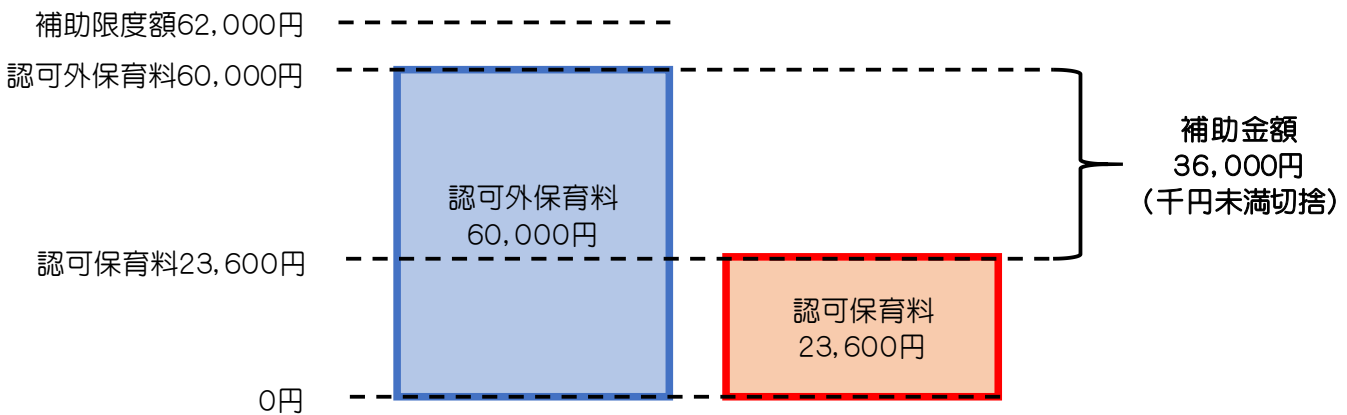
A - Bの計算結果が1,000円未満又は0円以下の場合には補助金は支給できません。

## 算定例

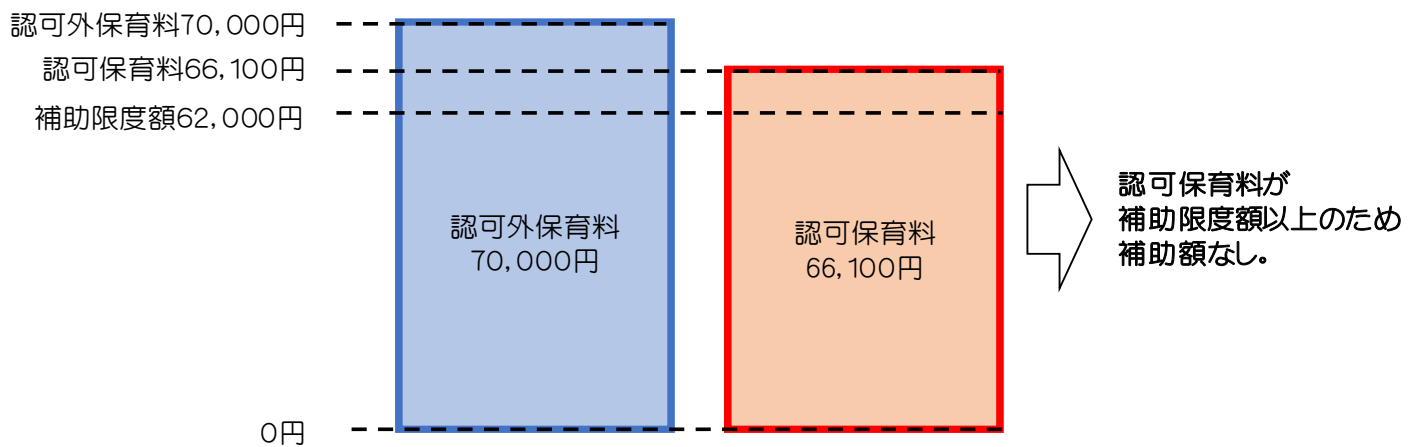
【算定例1】 認可外保育施設保育料 70,000円、認可保育所保育料（C10階層）23,600円の場合（月額）



【算定例2】 認可外保育施設保育料 60,000円、認可保育所保育料（C10階層）23,600円の場合（月額）



【算定例3】 認可外保育施設保育料 70,000円、認可保育所保育料（C28階層）66,100円の場合（月額）



# 補助金額の計算方法（住民税非課税世帯の場合）

※住民税課税世帯の方は P. 4 へ

## 1. 補助限度額を計算する…A

「補助対象施設と契約した月ぎめの基本保育料（延長保育料などは除く）」と「62,000円（当補助制度月額補助限度額）」を比べ、低い方の額を限度額とする。

## 2. 施設等利用費の金額を調べる…B

0～2歳児クラス住民税非課税世帯の方は、当補助金とは別に、施設等利用費 42,000円の給付を受けることができます。

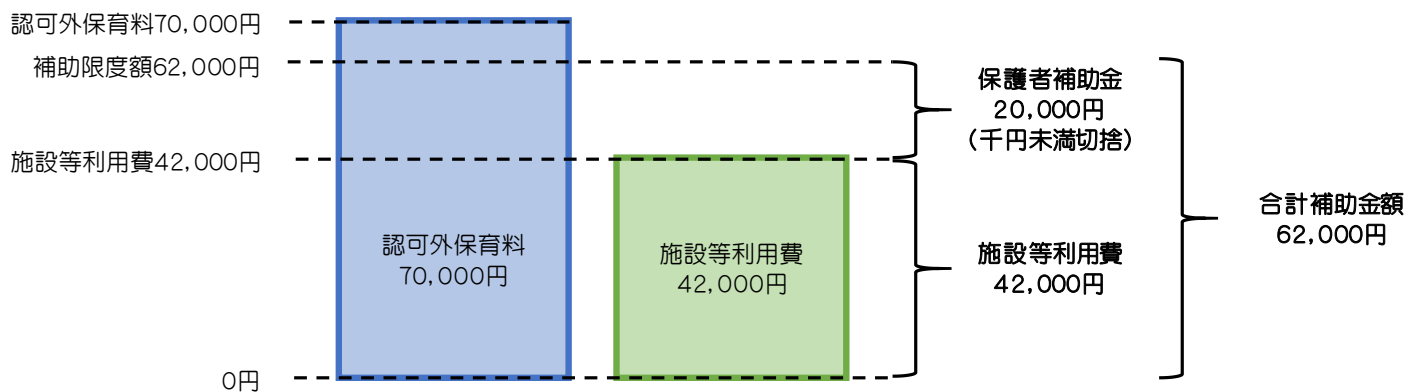
※当補助金の申請とともに、施設等利用費の請求も必要です。

## 3. AとBの差額を計算し1,000円未満を切り捨てる

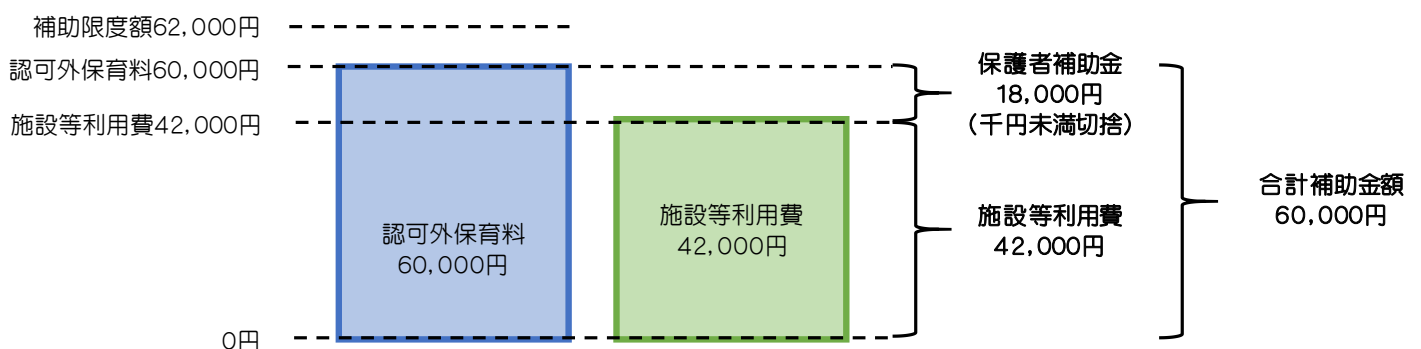
$A - B =$  補助金月額（1,000円未満切り捨て）

## 算定例

### 【算定例1】認可外保育施設の月ぎめ保育料が70,000円の場合（月額）



### 【算定例2】認可外保育施設の月ぎめ保育料が60,000円の場合（月額）



# 提出書類

## 「全員」提出する書類


※審査の結果、追加で書類をご提出いただく場合があります。

提出書類		提出回数
① 令和5年度中野区認証保育所等保護者補助金交付申請書兼口座振替依頼書（区様式）		年度に1回
② 申請者の本人確認書類のコピー 顔写真つき証明書（1点）…マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）、パスポート、障害者手帳、在留カード（両面）等 または 顔写真なし証明書（2点）…健康保険証（両面）、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当等		年度に1回
③ 父母それぞれの保育の必要性を確認できる書類  令和5年4月1日以降かつ補助金申請日から起算して6か月以内に以下の手続きで提出しており、その後の状況に変更がない場合は提出省略可能 ・認可保育所の申込み ・認可保育所の現況調査 ・新認定の申請 ・兄弟分の補助金申請	就労	会社員・パート・派遣社員等 就労証明書（区様式） ☆就労先が複数にわたる場合はそれぞれの就労証明書が必要  自営業（親族経営を含む）・経営主 （1）就労証明書（区様式） （2）直近の所得税の確定申告書（一表・二表）又は源泉徴収票のコピー ☆（2）の書類が提出できない場合は以下2点 ①仕事内容や資格がわかるもの（営業許可証、開業届等） ②収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）
	出産	母子健康手帳の分娩予定日記載ページのコピー
	求職活動	就職活動を証明する書類（ハローワークが認める求職活動を証明する書類、求職活動報告書（区様式）、不採用通知）
	就学	（1）在学証明書のコピー （2）スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等） （3）在学開始日および卒業見込年月日の確認ができるもののコピー
	疾病	診断書（区様式）
	障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
	親族の介護・看護	（1）被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー （2）介護・看護の週間スケジュール（詳細はお問い合わせください）
		年度に1回

提出書類の続きは次ページをご確認ください。



「該当する方のみ」提出する書類

該当要件	提出書類	提出回数	
認証保育所以外の認可外保育施設を利用している場合	③ 利用施設の契約書のコピー	年度に1回	
	④ 契約内容が記載された書類 (週〇日、1日△時間、××コース、月ざめ基本保育料等)	年度に1回	
	⑤ 利用施設の保育料表	年度に1回	
	⑥ 利用施設に保育料を支払ったことを証明する書類(領収書や通帳のコピー等)	各支払い期ごと	
4月～8月分の補助金申請かつ令和4年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合	⑦ マイナンバーカード(マイナンバー記載面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は令和3年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)をご提出ください。 ※マイナンバー確認書類が未提出の場合、補助金算定で使用する認可保育料は最高階層(C30階層)となります。	年度に1回	
9月～3月分の補助金申請かつ令和5年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合	⑧ マイナンバーカード(マイナンバー記載面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は令和4年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)をご提出ください。 ※マイナンバー確認書類が未提出の場合、補助金算定で使用する認可保育料は最高階層(C30階層)となります。	年度に1回	
ひとり親の方	⑨ 死別、離婚、未婚の方 【次のいずれかのコピー】 ・児童扶養手当認定通知書 ・児童扶養手当証書 ・児童育成手当認定兼支払通知書 ・離婚の受理証明書 ・保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)	年度に1回	
	⑩ 上記以外の方 ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの(具体的な提出書類についてはお問い合わせください)		
生計を一にする家族で障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー	年度に1回	
住民税非課税世帯の場合	⑪ 施設等利用費請求書(区様式)	詳細は「中野区幼児教育・保育無償化のご案内～現況調査・請求用～(認可外保育施設等向け)」又は区HPを参照 	各支払い期ごと
	⑫ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証(区様式)		各支払い期ごと
	⑬ 現況届(区様式)		年度に1回
	⑭ 保育の必要性を確認できる書類		年度に1回



## 申請期限

### 提出書類①～⑫の申請期限

	申請対象期間	書類提出期限		決定通知 発送時期	交付予定時期
		区役所窓口 区役所へ郵送（必着）	地域事務所		
第1期	4月～7月分	令和5年7月14日（金） 17時	令和5年7月12日（水） 17時	令和5年9月中旬	令和5年9月末頃
第2期	8月～11月分	令和5年11月10日（金） 17時	令和5年11月8日（水） 17時	令和6年1月中旬	令和6年1月末頃
第3期	12月～3月分	令和6年3月8日（金） 17時	令和6年3月6日（水） 17時	令和6年5月中旬	令和6年5月末頃

※令和4年度に当補助金制度を利用していた方も、改めて申請が必要です。

※上記いずれかの期に申請すれば、令和5年度中は有効となります。ただし、転園した場合は改めて申請が必要です。

※令和5年度中に限り、第2・3期に申請した場合でも4月分まで遡って申請することが可能です。

ただし、第3期締切日以降は申請することができませんのでご注意ください。

### 提出書類⑬～⑭の申請期限

令和5年7月14日（金）17時

※提出書類①～⑫とあわせて提出しない場合は、提出先は中野区役所のみです。

## 書類提出先

郵送	〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係 行 ※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。
持参	(1) 中野区役所 子ども総合窓口（3階11番） (2) 南中野・東部・江古田・野方・鷺宮の各地域事務所 ※（2）各地域事務所でご提出いただく場合は、書類の受け取りのみとなり、その場で審査やご質問等に答えることはできません。また、追加書類など一部書類のみの受付はできません。 審査を行うに当たり支障のある不備については後日中野区役所から連絡いたします。

## 関連するホームページ

認証保育所等保護者補助金  
(各種書類のダウンロードもできます)



幼児教育・保育無償化  
(住民税非課税世帯向け)



補助対象施設一覧



よくある質問



MEMO